岩手県監査委員告示第10号

監査結果の公表(平成19年岩手県監査委員告示第20号、第22号及び平成20年監査委員告示第1号)により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年3月7日

 岩手県監査委員
 中
 平
 均

 岩手県監査委員
 工
 藤
 勝
 子

 岩手県監査委員
 菊
 池
 武
 利

 岩手県監査委員
 谷
 地
 信
 子

- 1(1) 監査対象機関名 総務事務センター
 - (2) 監査実施日
 - ア 予備監査実施日 平成19年7月24日及び25日
 - イ 本監査実施日 平成19年9月10日
 - (3) 監査結果の公表の日 平成19年10月5日
 - (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

| 留意改善を要する事項 | 措置内容 |
|-------------------------------|-----------------------------|
| 通勤手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給して | 平成19年9月3日に返納を確認した。 |
| いるものが1件、39,720円あったので、適正な事務の執行 | 今後は、通勤方法の変更手続が適時に行われるよう周知し、 |
| に努められたい。 | 適正な事務執行と再発防止に努めていく。 |

- 2(1) 監査対象機関名 釜石地方振興局企画総務部
 - (2) 監査実施日
 - ア 予備監査実施日 平成19年6月12日及び13日
 - イ 本監査実施日 平成19年8月1日
 - (3) 監査結果の公表の日 平成19年9月4日
 - (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

| 留意改善を要する事項 | 措置内容 |
|-------------------------------|-----------------------------|
| 特殊勤務手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支 | 平成19年5月の給与支給時に、差額分を支給した。 |
| 給しているものが2件、31,223円あったので、適正な事務 | 今後は、毎月の特殊勤務手当入力票と対象職員の手当額表 |
| の執行に努められたい。 | によるチェックを複数の職員により行い、適正な事務執行と |
| | 再発防止に努めていく。 |

- 3(1) 監査対象機関名 岩手県大阪事務所
 - (2) 監査実施日
 - ア 予備監査実施日 平成19年10月3日
 - イ 本監査実施日 平成19年11月5日
 - (3) 監査結果の公表の日 平成20年1月11日
 - (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

| 留意改善を要する事項 | 措置内容 |
|---------------------------------|-----------------------------|
| 北東北三県大阪アンテナショップ売上金に係る岩手県分負 | 平成 19 年 11 月 28 日に納入を確認した。 |
| 担金の徴収に当たり、調定がなされていないものが1件、 | 今後は、主管課である総務室にも年間売上報告書を提出さ |
| 443,411 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 | せる等連絡体制を強化し、適正な事務執行と再発防止に努め |
| | ていく。 |